



神奈川県 消防設備会報

第55号 令和8年8月



「同じ時代を生きてきた」

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1番地(シルクセンター4F 408号室)
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp



消防設備会報（第55号 令和8年8月）目次

理事長あいさつ 黒澤 麻志	1
消防局寄稿 相模原市の泡消火設備の取組	
相模原市消防局 参事兼予防課長 水野 秀代	2
令和8年度第1回理事会・評議員会の概要	6
令和7年度 事業実施結果 概要	
令和8年度事業の概要	9
役員等名簿	10
表彰の榮譽に輝いた方々	12
「協会設立50周年」記念事業の準備を進めています	13
消防設備士講習のご案内	14
令和7年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）	16
<報告> 消防設備士試験 準備講座	17
<報告> 関東甲信越地区 消防設備協会 連絡協議会	17
優良点検事業所認定制度の活用を！	18
－安全・安心の証－ 防火対象物の関係者や利用者に大きな安心を	20
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	21
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	22
令和8年1月以降の主な消防設備関連通知等	25

表紙：「同じ時代を生きてきた」

横浜の大観覧車コスモクロック。はるか昔、横浜の高台にあるキャンパスに通っていた私は、よく授業をさぼっては屋上からこの観覧車を眺めていた。あれから三十有余年。彼は今も時を刻み続けている。今夜は同窓会のような気分。また来るよ・・

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 黒澤 麻志

日頃から会員の皆様方には、当協会の事業推進にご理解、ご協力を賜りお礼申し上げます。また、日本消防設備安全センター、神奈川県、県内各消防局・本部及び関係団体の皆様には、当協会や会員に対して格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

早いもので、今年もすでに半年以上が過ぎ、猛暑の真ただ中という感じでしょうか。

イランでは今年世界最高気温となる52.7度を記録し、また中国内陸部でも49度を越えたとの報道がありました。このような異常な暑さは、地球温暖化の影響なのでしょう。近年あまり聞かなかったダブル台風の発生。しかも日本周辺で1ヶ月以内に2回発生するなど、私たちの生活に大きな影響をもたらしています。

また、絶対に安全な場所であるべきはずの東京都の小学校での火災。報道により事実が明らかになり社会に大きなショックを与えました。数名が負傷したようですが幸いにも人命被害はありませんでした。さらに1ヶ月もしないうちに長崎県雲仙市の小学校でも火災が発生しました。こちらは日ごろの訓練が功を奏し負傷者はいなかったとのこと。このように日ごろの訓練やいざというときに消火設備が適正に作動するよう適正な点検を行うことは、とても重要なことだと再認識させられました。

我々消防設備事業者は、消防用設備等の点検を通じて「県民、市民の生命と財産を守る」という社会的責任、使命を担い、その一翼を担っているという自覚をより一層強くし、一致団結して取り組んでいきたいと気を引き締めています。

さて、当協会は、昭和52年4月の設立以来、「日本消防設備安全センター」、「神奈川県」など関係機関との連携に努め、消防用設備等の設置や維持管理の適正化を通じて、住民生活の安心安全の確保の一翼を担ってまいりました。

こうした協会も、いよいよ来年2027年（令和9年）は、協会設立50年という大きな節目を迎えることから記念事業を検討しています。皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

最後になりますが、これから先も、歴代の関係者が築き上げてきた「協会の使命と役割」を、ますます発展していけるよう、引き続き行政機関、関係団体の皆様と連携、協力しつつ、皆様方のご協力もいただきながら、会員の皆様、県民の皆様に対し、より一層お役にたてるようしっかりと取り組んで行きたいと思っております。

皆様のますますのご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。今後もより一層のご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

相模原市の泡消火設備の取組

相模原市消防局

参事兼予防課長 水 野 秀 代

○ はじめに

本市には在日米陸軍相模総合補給廠があることもあり、他市の報道を受けて泡消火薬剤による環境問題に関心は高く、令和6年には国に対しPFAS対策について要望も行っています。

実際に令和3年度から開始された環境保全課による公共用水域や地下水での水質調査の結果では、PFASの数値が指針値を超えて観測されました。泡消火設備は消防法令のほかにも化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）や廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）で厳格な保管理、処理が必要とされています。

令和5年からはこれらPFOS、PFOA等（以下「PFOS等」という。）が水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の適用物質になり、含有する泡消火薬剤流出事故の通報が必要になりました。これらにかかる本市の取組を紹介します。

○ これまでの取組

令和4年11月予防課と環境保全課合同で資料を提供し、市の公共施設関係課長会議にて説明を行いました。市としては薬剤交換を推進するとの方針になり、該当施設の施設管理者ごとに公共施設長寿命化計画による施設改修に合わせて交換工事を進めることになり、施設は令和8年度末までにすべて完了することになっています。

会議資料【抜粋】

市施設におけるPFOS含有泡消火設備の設置状況について(情報提供)

PFOS(ピーフォス)について 作成 消防部予防課・環境保全課(令和4年11月7日)

PFOSとは、有機フッ素化合物であり、その撥水性、撥油性、耐熱性や耐薬品性等で優れた性質を有するため、界面活性剤として泡消火設備の消火薬剤の成分として使用されているが、毒性が強く、生物蓄積性、人の健康又は環境への悪影響を有する化学物質として、「残留性有機汚染物質」に該当しており、流出した場合、難分解性のため土壤汚染や水質汚染が懸念され社会問題となっている。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法令により第一種特定化学物質」(製造・輸入の事実上の禁止、特定用途以外での使用禁止)に指定され、平成22年4月にPFOS含有泡消火薬剤の製造禁止、同年5月に輸入禁止とされているが、化審法改正省令の「技術上の基準」(保管、表示、流出した場合の処理に関する事項)に従うことで、設置の継続及び火災時の使用が認められている。

泡消火設備とは

泡消火設備とは水による消火方法では適さないガソリン等の油の消火を目的としたもので、泡ヘッドから放出された泡による冷却効果と、油膜等を覆うことによる窒息効果により消火する設備で、屋内駐車場や危険物施設に多く設置されている。



PFOS含有泡消火薬剤の流出事故等

- ・令和4年10月6日に[]のスーパー駐車場において、自動車が泡消火設備の起動装置に接触し、泡消火薬剤が下水を通じて[]下水処理場から海へ流出した可能性がある。
- ・令和4年9月24日に米海軍厚木基地において、豪雨の影響によりシステムが誤作動、泡消火薬剤が流出。神奈川県は10月18日に付近の蓼(たて)川から、国の暫定目標値の4倍にあたる濃度のフッ素化合物が検出されたと発表した。
- ・令和3年3月26日に[]で火災があり、PFOS含有の泡消火薬剤が相模川へ流入し、水道水の取水口のある社家で河川水から140ng/Lが検出されたため、取水口で活性炭注入し対応した。
- ・平成25年12月17日に相模大野立体駐車場において、路線バスが泡消火設備の配管と接触し、泡消火薬剤が流出、一部は道路に流出した。

○ 令和8年の流出事故

令和8年2月9日（月）相模原市中央区では最低気温がマイナス4.6℃を記録し、午前11時ごろ店舗2階車路部分の泡消火設備一斉開放弁が破損し、泡消火薬剤が流出するという事故がありました。被害としては、水溶液のまま2階から車路を流れて1階店舗敷地外の道路まで広がっていました。幸い公共下水への流出はなく、店舗スタッフと消防隊が応急対処、その後予防課と署査察指導課、環境保全課が出動して調査しました。

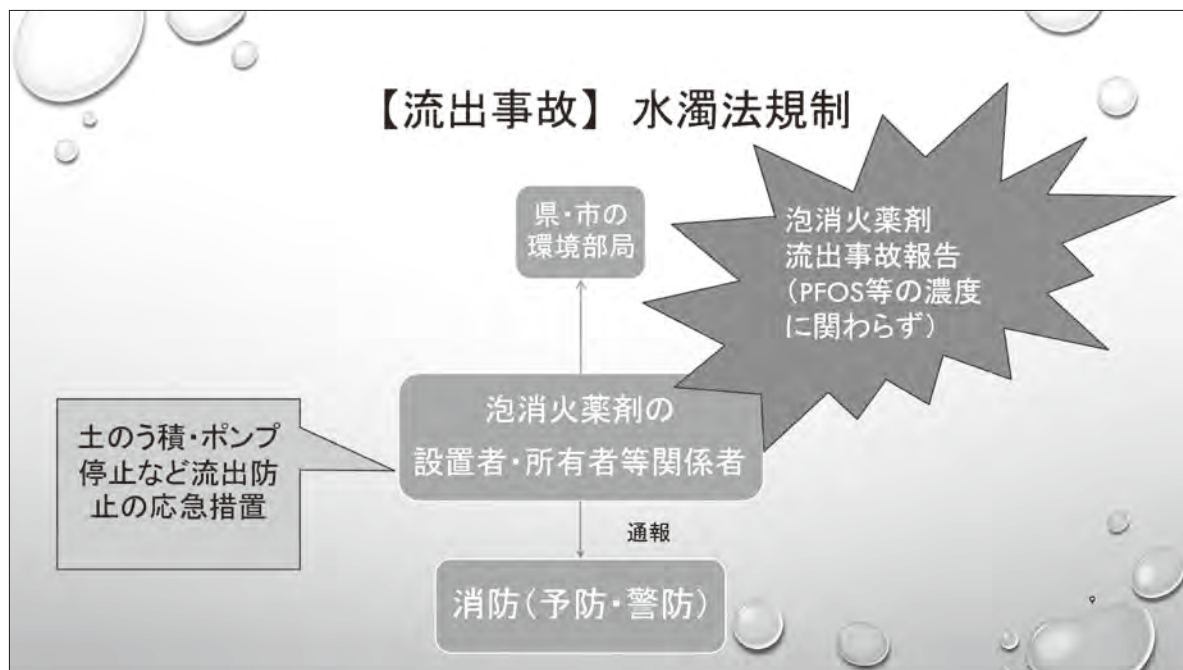
環境保全課が水濁法の鑑定のため泡消火薬剤を持ち帰って分析した結果、消火薬剤はPFOS等非含有との認識でしたがPFOS等が検出されたとの報告があり、水濁法ではPFOS等の濃度の多少にかかわらず法規制を受けるため注意が必要との助言がありました。このほかに市内では同日この件とは別に配管から2件水溶液漏洩の相談がありました。市から関係者には水濁法に基づく流出時の通報・流出防止措置や廃掃法に基づく処理について、対応に遺漏のないよう指導を行いました。

これを契機に、局内に対しPFOS等の含有データは経緯の記録が正確ではないため、流出事故の災害出場の際にはPFOS等含有と同様に処理にあたるよう関係課長連名で事務連絡を発出しました。泡消火設備作動では発泡するので泡の流動は緩やかですが、破損や配管のずれでは水溶液が流れて出てしまうため施設側での事前対策の必要性を感じました。



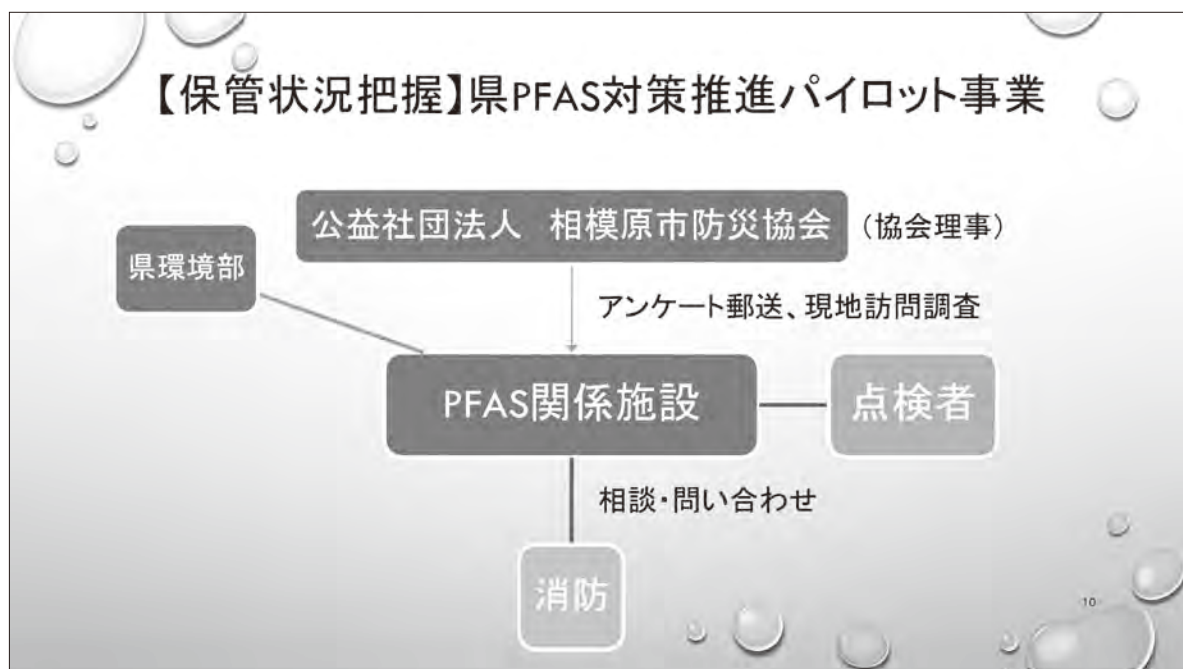
○ 環境・消防・関係者の関係関係

化審法では泡消火薬剤を実際に扱うものに保管・表示・点検を規制し、関係者は対象者に含まれていませんが、それ以外の泡消火設備の維持管理・流出防止対策・薬剤の交換などに関することは施設関係者とのやりとりになり、施設に対しては施設管理部門など本部を巻き込んで対応していく必要があります。



○ 神奈川県 PFAS 対策推進事業（パイロット事業）のフォローアップ

令和 7 年度神奈川県で泡消火設備の設置防火対象物・危険物施設に対し保管状況アンケートを実施する事業が行われたところですが、令和 8 年度は未回答・不明の約 300 施設に対し、県から再調査事業を受託した公益社団法人相模原市防災協会が現地訪問等して調査します。予防課は相模原市防災協会とは所管課として関わります。調査の際には点検者のみなさまにもご協力をいただくことがあると考えていますので、よろしくお願いいたします。



○ 泡消火設備に係る法令改正

令和 8 年 3 月 6 日の消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布等については、駐車場の用

に供される部分に設ける泡消火設備について、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することが出来るものとして、消防庁長官が定める性能を有するものについては、放射量を消防庁長官が定める数量の割合で計算した量とすることで、改正前よりも少ない放射量とすることが可能となりました。

これは薬剤交換を推進するため有識者会議で長年議論されて改正されたものであり、施設関係者に対し改正内容を正しく周知することが必要だと認識しています。

2026年5月発行

泡消火設備等を保有されている皆様へ

PFOS・PFOAを含有する 泡消火薬剤等の 取扱い・処理について



Check
保有している泡消火薬剤の型式番号の確認…p2
保有している薬剤に関する法令の確認…p3
PFOS・PFOAの特徴…p4
泡消火薬剤の廃棄…p4
泡消火薬剤の漏洩時の対応…p5
泡消火薬剤の日常管理・点検…p6
PFOS等を含有しない泡消火薬剤への代替…p7
消防法令の改正…p7

PFOS等含有泡消火薬剤は、現在、法令により製造・輸入が原則禁止されています。泡消火薬剤の保有・使用が直ちに違法となるわけではありませんが、漏洩事故や誤放出を防ぐことが重要です。

薬剤が漏洩した場合、以下に係る費用が発生する可能性があります。

- ・大規模な設備の取替工事、建築設備の清掃等の実施
- ・地下水の水質調査の実施 等

御自身の所有するマンションや商業施設の駐車場等に、泡消火薬剤が保管されていませんか？
泡消火薬剤について正しく知り、正しく管理しましょう。

 環境省
 総務省消防庁

型式番号の確認・法令判定

規制背景・漏洩時対応・廃棄

日常管理・薬剤代替

○ 今後の取組

令和 8 年度の神奈川県 PFAS 対策推進事業と重複する調査とならないよう動向を注視しながら、今後も総務省消防庁・環境省から発行されたリーフレットなどを活用し、泡消火設備設置施設の関係者に対し法令改正や流出の際の適正な応急措置の周知を行ってまいります。

令和8年度 第1回 理事会・評議員会の概要

令和8年度第1回「理事会」及び「評議員会」をそれぞれ開催しました。

実施日・場所 理事会 令和8年5月13日 シルクセンター

評議員会 令和8年6月2日 シルクセンター

議案 ・第1号議案 令和7年度事業報告

・第2号議案 令和7年度決算

・第3号議案 役員の改選

令和7年度 実施事業結果 概要

1 各種講習会等事業（実施事業等会計、その他会計）

(1) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、（一財）日本防火・防災協会から委託を受けて実施

種 別			実 施 回 数 等		申請者数	受講者数
防火 管理	甲種	新規講習	7回	延べ14日	790	635
		再講習	1回	延べ1日	49	43
	乙種	新規講習	3回	延べ3日	209	157
甲乙 同時講習			2回	延べ4日	206	167
防災管理講習			2回	延べ2日	199	158
防火・防災管理講習			3回	延べ6日	333	261
計			18回	延べ30日	1,786	1,421

(2) 消防設備実技・実務研修会

種 別	実 施 回 数 等		出席人数	内容等
消防用設備業務講習会	1回	延べ1日	145	・ 予防行政動向の講演 ・ メーカー新技術説明
実務・実技研修会	1回	延べ1日	30	・ 協力企業屋外実験場 での実演研修など
計	2回	延べ2日	175	

(3) 指導育成事業

講習会の開催案内、法令の改正の紹介等消防設備点検業務の技術・技能の向上のための情報提供を実施

(4) 消防設備士試験 受験準備講習

種 別	実 施 回 数 等		申請者数	受講者数
乙種4類	1回	延べ1日	4	4
乙種6類	1回	延べ1日	19	19
計	2回	延べ2日	23	23

(5) 消防設備士 法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県から委託を受けて実施

種 別	実 施 回 数 等	申請者数	受講者数
消火設備	4回 延べ4日	389	384
警報設備	6回 延べ6日	753	751
避難設備・消火器	5回 延べ5日	629	621
計	15回 延べ15日	1,771	1,756

(6) 消防設備点検資格者 本講習

点検資格者の資格を付与する講習で、(一財)日本消防設備安全センターから委託を受けて実施

種 別	実 施 回 数 等	申請者数	受講者数
1種	4回 延べ12日	452	429
2種	4回 延べ12日	427	401
計	8回 延べ24日	879	830

(7) 消防設備点検資格者 再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの間に該当する者を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターから委託を受けて実施

種 別	実 施 回 数 等	申請者数	受講者数
1種	3回 延べ3日	251	247
2種	3回 延べ3日	247	245
計	6回 延べ6日	498	492

(8) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会から委託を受けて実施

種 別	実 施 回 数 等	申請者数	受講者数
蓄電池設備整備資格	1回 延べ2日	97	92

(9) 消防用設備点検報告制度普及促進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会(H8.7発足)

県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の34名の委員で構成する「委員会」を設置し、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議、運営を実施
開催年月日：令和7年7月8日、令和8年1月20日

イ 優良点検事業所認定等委員会

優良点検事業所認定制度に係る諸事項について審議する組織として、委員7名で構成する「優良点検事業所認定等委員会」を設置

開催年月日：令和7年10月20日、令和8年2月6日

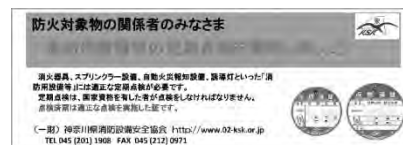
<令和7年度> 新規認定1件、再認定6件

ウ 点検報告制度普及啓発事業

団体会報に広報を掲載

①県社会福祉協議会「福祉タイムズ」(6月号)

②県ビルメンテナンス協会「会報 KanaBi」(年4回発行)



エ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を実施

＜令和7年度＞ 1,032,810枚

オ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 3名 ＜令和7年度＞ 0件

※（参考）優良点検事業所認定申請に伴う立会確認に従事

カ 会報発行事業

「消防設備会報」を年2回発行

- (10) 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）等頒布斡旋事業
防火対象物定期点検報告制度等に係る次の頒布斡旋を実施

		令和7年度
点検済証	防火基準	15件
	防災基準	2件
	防火・防災基準	6件
優良認定証	防火	27件
	防災	1件
	防火・防災	7件
合 計		58件

2 各種会議等（法人会計）

- (1) 理事会、評議員会

ア 理事会 2回（R7.5.13、R8.3.18）

イ 評議員会 1回（R7.5.29）

- (2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

・神奈川県消防設備士法定講習の事務を受託

イ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

・点検資格者本講習、同再講習等に係る事務を受託

・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施

ウ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

・1都9県で構成する「消防設備協会 連絡協議会 関東・甲信越ブロック」の事務局長会議、総会、代表者会議に参加し、情報交換等を実施

・日本消防設備安全センターや他の協会との情報交換を実施

エ その他の関係機関との関係

・（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員を派遣

令和8年度事業概要

1 各種講習会等事業

- 防火・防災管理講習
- 消防設備実技・実務研修会
- 指導育成事業（ホームページでの情報提供）
- 消防設備士「試験準備講習」「法定講習」
- 消防設備点検資格者「本講習」「再講習」
- 蓄電池設備整備資格者講習

2 消防用設備等点検済表示制度促進事業

- 消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付
- 優良点検事業所等の認定制度の推進
- 点検推進指導員の派遣（防火対象物消防用設備等点検時）
- 点検報告制度の普及啓発（団体会報への広報掲載）
- 消防設備会報の発行（年2回）

3 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋

- 防火対象物定期点検報告制度等に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋の実施

4 協会理事長表彰

- 消防用設備等の設置・適正な維持管理等に尽力された個人・事業所に対し実施
 - ・ 永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
 - ・ 点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

5 行政機関、関係機関、関係団体との連携

- 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課
 - ・ 消防設備士法定講習業務の受託等
- （一財）日本消防設備安全センター
 - ・ 各種講習会の受託等
 - ・ 消防用設備等点検済表示制度についての連絡調整
 - ・ 各種保険事務の取扱い
- 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との連絡調整
 - ・ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通じ、各都県協会との情報交換・共同事業を推進
- 消防機関との連携
 - ・ 消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業を推進

6 50周年記念事業準備

- 令和9年に迎える法人設立50周年の記念事業等の検討・事前準備を推進

役員等名簿

7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

（一財）神奈川県消防設備安全協会役員名簿

（令和8年7月末現在 業種別 理事・監事 敬称略）

役 職	区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
理 事 長	消防用設備・機器	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	（一社）神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事・空 調	石 田 隆	神奈川県管工事協同組合連合会 神中工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	土 田 敬 介	ニッタン株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	磯 貝 理	モリタ宮田工業株式会社	代表取締役 社長執行役員
〃	〃	小 山 賀 久	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	伊 藤 睦	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	山 内 隆	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
〃	電 気 設 備	稲 毛 実	（一社）神奈川県電業協会 トヨオカ電気株式会社	副会長 代表取締役社長
〃	〃	鈴 木 和 彦	神奈川県電気工事工業組合 株式会社イスズ	理事長 取締役会長
〃	管 工 事・空 調	野 崎 徹	神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社野崎工業所	副会長 代表取締役社長
〃	公 社・協 会	川 越 美 行	（一社）神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	望 月 廣太郎	（公財）川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	松 村 幸 弘	（一財）神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	網 代 正太郎	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社網代防災設備	専務理事 代表取締役
〃	電 気 設 備	立 山 亘 嗣	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

※ 理事会及び評議員会以降、交代があった方については、できる限り反映しています。

（一財）神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

（令和8年7月末現在 業種別 評議員 敬称略）

区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
消 防 機 関	松 崎 賢 二	横浜市消防局（消防長会横浜地区長）	予防部長
〃	田 邊 浩 太	川崎市消防局（消防長会川崎地区長）	予防部長
〃	高 萩 俊 行	相模原市消防局（消防長会相模原地区長）	消防部長
〃	中 村 哲	横須賀市消防局（消防長会三浦半島地区長）	予防課長
〃	三 橋 計 三	藤沢市消防局（消防長会湘南地区長）	参事兼予防課長
〃	古 屋 直 樹	小田原市消防本部（消防長会県西地区長）	予防課長
〃	金 子 浩 之	厚木市消防本部（消防長会県央地区長）	予防課長
消防用設備・機器	大 井 達	相模原市防災設備協同組合 相模設備工業株式会社	代表理事 代表取締役
〃	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業	理事長 代表取締役
〃	武 者 恵 吾	川崎市消防設備協同組合 晃洋商事株式会社	理事長 取締役会長
〃	清 水 廣 司	株式会社清水商工	取締役会長
〃	木 内 忠	共栄防災設備株式会社	代表取締役
〃	太 田 真 悟	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電 気 設 備	湯 川 正 純	神奈川県電気工事工業組合 株式会社ヘルツ	副理事長 代表取締役
〃	橋 本 吉 宣	（一社）神奈川県電業協会 橋本電気工事株式会社	副会長 代表取締役社長
管 工 事 ・ 空 調	鈴 木 千 明	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	鈴 野 和 重	（一社）神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	関 紘 太	（一社）神奈川県高齢者福祉施設協議会	理事
〃	鳥居小路 友貴	三菱重工業株式会社横浜製作所	所長代理
〃	熊 澤 桂 一	（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社湘南美装	副会長 代表取締役
関 連 団 体	山 田 裕 之	（公社）横浜市防火防災協会	専務理事
〃	小 川 喜 平	（公社）相模原市防災協会	理事長
〃	野 本 敏 明	（公財）神奈川県消防協会	会長
〃	野 田 佳 孝	（一社）神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

※ 理事会及び評議員会以降、交代があった方については、できる限り反映しています。

表彰の栄誉に輝いた方々

令和7年度（一財）神奈川県消防設備安全協会 理事長表彰

当協会では、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った方又は適正な業務の推進に尽力した方等に対して、平成13年度から理事長表彰を行っています。

受賞者の決定にあたっては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い決定しています。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

<1号表彰>

永年にわたり、消防用設備等の適正な設置・維持管理に尽力し、保守業務の推進と適正化に多大な貢献のあった者

浪形 誠 様	幸防災株式会社	代表取締役
田原 雅裕 様	株式会社トータス	代表取締役
伊良部弘一 様	株式会社ニチナンメンテ	代表取締役
坂本 和久 様	株式会社イーエイチケー	代表取締役
石川 威 様	石川防災電気株式会社	代表取締役

<3号表彰>

点検済表示登録会員で、消防用設備等点検済表示制度の積極的な推進と公正な運用に尽力し、保守業務の適正化に多大な貢献のあった事業所

ハウジングセンター株式会社 代表取締役 赤間健一郎 様

<4号表彰>

消防用設備等の点検業務等を高度な基準で履行され、多年にわたり優良点検事業所として認定され、業界の躍進の一助となるなど多大な功績のあった事業所

株式会社アキタ 代表取締役 土田 厚 様



表彰式：令和8年3月18日（水） ワークピア横浜

「協会設立50周年」記念事業の準備を進めています

当協会は、昭和52（1977）年3月24日、神奈川県知事から、公益法人の認可を受け、「財団法人神奈川県消防設備安全協会」として設立されました。その後、公益法人改革により平成25（2013）年4月1日、一般財団法人に移行し現在に至っています。

早いもので来年、令和9（2027）年3月、協会設立50周年を迎えることから、今の時代にふさわしい記念式典を行う予定で準備を進めています。

これまで事務局においては、当協会の20周年記念事業及び30周年記念事業の内容や他県協会の記念事業などを調査し、また理事及び評議員等の皆様からいただいたご意見を参考にしながら準備を進めています。現時点の記念式典の方向は次のとおりです。

開催時間	令和9年 秋
開催場所	横浜市内
内 容	記念式典、祝賀会等
開催規模	150名程度



平成9年（1997年）の20周年記念式典の様子



消防設備士講習のご案内

先着順

令和8年度

消防設備士講習

消防法第17条の10の規定に基づく「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を実施します。

● 講習の対象者

- 1 消防法施行規則第33条の17第1項該当者
令和6年度に資格取得（免状の交付）された方
（免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の方）
- 2 消防法施行規則第33条の17第2項該当者
令和3年度に講習を受講された方
（講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の方）

● 受付期間

令和8年8月3日（月）～8月24日（月）（消印有効）

● 講習日 令和8年10月、11月（詳細は次ページ）

● 受講案内書、申請書及び納付書の配付場所

県政情報コーナー（地域県政総合センター・県民センター）、消防本部（署）、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会

※ 受講案内、申請書は（一財）神奈川県消防設備安全協会のホームページからダウンロード

https://www.02-ksk.or.jp/g2_1.html

<注意！>

ただし、ホームページでは「納付書」はダウンロードできません。

「納付書」が必要な場合は、神奈川県消防保安課（TEL045-210-3436）もしくは最寄りの消防署等へお問合せください。

ご注意を!

消防設備士講習スケジュール等

1 講習日及び講習会場等 ※神奈川県では当分の間「特殊消防用設備等」の講習は実施しない。

講習区分	免状種別	講習日	定員	講習会場
消火設備	第1類 第2類 第3類	10月15日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月29日(木)	80	県小田原合同庁舎
		11月5日(木)	120	レンブラントホテル海老名
		11月19日(木)	170	かながわ労働プラザ
警報設備	第4類 第7類	10月14日(水)	170	かながわ労働プラザ
		10月20日(火)	170	かながわ労働プラザ
		10月22日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月27日(火)	80	県小田原合同庁舎
		11月6日(金)	120	レンブラントホテル海老名
		11月18日(水)	170	かながわ労働プラザ
避難設備 消火器	第5類 第6類	10月16日(金)	170	かながわ労働プラザ
		10月21日(水)	170	かながわ労働プラザ
		10月28日(水)	80	県小田原合同庁舎
		11月4日(水)	120	レンブラントホテル海老名
		11月17日(火)	170	かながわ労働プラザ

※いずれも駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

2 講習時間、講習科目 ※「効果測定」の時間を含む。

受付時間	9時00分～9時30分(一部免除者は12時20分～12時40分)
講習時間	9時30分～17時30分(一部免除者は12時45分～17時30分)

- (1) 工事整備対象設備等の関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

3 受講申請受付期間等について

＜郵送のみ＞ 8月3日(月)～8月24日(月)(消印有効)

※受付開始日の到着分より先着順受付。定員になり次第終了

受付開始前到着分は、開始5日後到着として扱います。そのため定員に達している場合は受講できません。

※受講希望日の第1希望が定員に達した場合、第2希望、第3希望の順に講習日を振替えて受け付けます。

※定員に達した講習日は、当協会のホームページで確認が可能

※受講票等は申請書を受理後、講習予定日の1か月前までに発送予定

※申請時に提出された書類及び手数料は、いかなる場合でも返還できません。

実施機関：神奈川県

受託機関 一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター408号室 電話 045-201-1908

令和7年度 消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験実施結果

		申請者	受験者	欠席者	受験率	合格者	不合格者	合格率	(参考) 6年度合格率
甲種	特 類	57	45	12	78.9%	13	32	28.9%	34.3%
	第1類	544	363	181	66.7%	129	234	35.5%	27.8%
	第2類	202	155	47	76.7%	51	104	32.9%	42.7%
	第3類	203	153	50	75.4%	45	108	29.4%	10.1%
	第4類	713	488	225	68.4%	184	304	37.7%	46.6%
	第5類	155	115	40	74.2%	63	52	54.8%	53.4%
	小 計	1,874	1,319	555	70.4%	485	834	36.8%	37.3%
乙種	第1類	125	90	35	72.0%	19	71	21.1%	42.6%
	第2類	45	35	10	77.8%	10	25	28.6%	27.8%
	第3類	82	62	20	75.6%	22	40	35.5%	25.9%
	第4類	420	309	111	73.6%	132	177	42.7%	34.9%
	第5類	83	70	13	84.3%	40	30	57.1%	26.9%
	第6類	2,368	1,736	632	73.3%	680	1,056	39.2%	38.6%
	第7類	213	169	44	79.3%	123	46	72.8%	75.0%
合 計		5,210	3,790	1,420	72.7%	1,511	2,279	39.9%	39.0%

危険物取扱者試験実施結果

		申請者	受験者	欠席者	受験率	合格者	不合格者	合格率	(参考) 6年度合格率
甲 種		1,548	1,258	290	81.3%	503	755	40.0%	40.2%
乙種	第1類	259	234	25	90.3%	179	55	76.5%	78.5%
	第2類	315	294	21	93.3%	193	101	65.6%	79.5%
	第3類	350	326	24	93.1%	240	86	73.6%	73.6%
	第4類	6,760	5,674	1,086	83.9%	2,361	3,313	41.6%	40.9%
	第5類	368	340	28	92.4%	216	124	63.5%	65.4%
	第6類	347	320	27	92.2%	215	105	67.2%	78.5%
小 計		8,399	7,188	1,211	85.6%	3,404	3,784	47.4%	48.6%
丙 種		237	211	26	89.0%	144	67	68.2%	73.0%
合 計		10,184	8,657	1,527	85.0%	4,051	4,606	46.8%	47.8%

消防設備士免状は10年ごとに書換が必要です

◎免状の写真は10年以内ごとに書換が必要です。

- ・書換え期限の過ぎた免状をお持ちの方は至急書換手続きを行ってください。
- ・免状の記載事項（本籍・氏名等）に変更があった場合は書換をしてください。

問合せ先 一般財団法人 消防試験研究センター 神奈川県支部

TEL:045-633-5051



※『書換・再交付申請書』は県内各消防署・消防本部で配布しております。

また、消防試験研究センターのホームページからもダウンロードができます。

ホームページ：<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

<報告> 消防設備士試験 準備講座

祈合格

○皆様のお仕事に必要な「消防設備士」の資格を得るための消防設備士試験に向けた「試験準備講座」。これまでも毎年実施してきましたが、昨年いろいろな講習会の場にてアンケートを行い、その結果を踏まえ、次のような見直しを行い実施しました。総勢48名の方が真剣な眼差しで受講されました。

	これまで	令和8年度
開催種別	乙4類、乙6類	甲乙1類、甲乙4類、乙6類
開催時期	7月下旬	6月中旬
講習時間	法令、類別で1日	法令半日、類別1日（計1.5日）

○講習会当日は、「まだまだ勉強が足りないと思った」「どうやって勉強したらよいかとても参考になった」「試験がんばれそうな気がしてきた」「絶対受かります」といったような嬉しい反応が多数ありました。皆様の合格を協会一同、祈念しています。



<法令講習の様子>



<類別講習の様子>

<報告> 関東甲信越地区 消防設備協会 連絡協議会

○さる6月26日、関東甲信越地区10都県を構成員とする関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会（関設協）総会が、日本消防会館（東京都港区虎ノ門）にて開催されました。

○会議では、協議会副会長の開会宣言の後、山梨県保坂会長のあいさつで始まり、令和7年度の事業報告や決算報告、さらに令和8年度の事業計画や予算等について議論されました。また、毎回、日本消防設備安全センターから来賓をお招きしており、今回は、西藤理事長ほかがご出席され、貴重な情報提供や意見交換がなされました。

○今後も、この協議会に積極的に参加し、会員の皆様にいろいろな形で還元できるよう取り組んで行きます。



<総会の様子>



<会長あいさつ>

募集中

優良点検事業所認定制度の活用を！

○ 優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている表示登録会員の事業所を、『優良点検事業所』として認定する当協会独自の制度です。

優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

○ 手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立合い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などをチェックします。

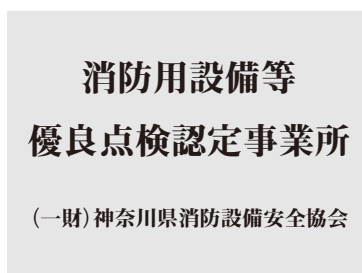
その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

○ 優良点検事業所に認定されると！

- ① 認定された点検事業所は、当協会のホームページに「事業所名」等を掲載
さらに、「認定証」及び「金ラベル証」を無償で交付
- ② 点検が終了した防火対象物には、表示プレートを無償で貸与



認定証



金ラベル証

※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。



表示プレート

優良点検事業所「認定一覧」

(順不同)

認定日	事業所名	住 所	電話番号
2024年 3 月18日 (再)	相日防災株式会社 横浜本店	横浜市泉区緑園7-7-8	045-811-1390
2024年 3 月18日 (再)	株式会社 清水商工	横浜市都筑区東方町44	045-472-3488
2024年 3 月18日 (再)	株式会社 ニチナンメンテ	横浜市港北区日吉7-6-30	045-560-6601
2025年10月29日 (再)	株式会社 マルヤマ	横浜市磯子区磯子3-1-40	045-761-4317
2025年10月29日 (再)	株式会社 栄広プロビジョン	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1	045-312-3883
2025年10月29日 (再)	株式会社 赤塚防災設備	川崎市川崎区藤崎1-24-17	044-244-0064
2025年10月29日 (再)	株式会社 ハマ防災	横浜市磯子区広地町7-4	045-751-6383
2025年10月29日 (再)	アラームマネジメント株式会社	相模原市中央区星が丘4-2-25 センチュリー星が丘401号	090-8568-4427
2025年10月29日	有限会社 大井設備	小田原市浜町2-13-15	0465-24-1505
2026年 2 月18日 (再)	有限会社 ヤマト消防設備	横浜市西区平沼1-18-2	045-322-7651
2026年 6 月22日 (再)	株式会社 東神防災工業	横浜市南区六ツ川2-9-18	045-715-0363
2026年 6 月22日 (再)	株式会社 アキタ	相模原市南区相模台6-17-20	042-744-4968
2026年 6 月22日 (再)	株式会社 網代防災設備	横浜市神奈川区神大寺3-1-35	045-481-8448
2026年 6 月22日 (再)	共栄防災設備株式会社	横浜市神奈川区白幡東町14-7	045-434-1123
2026年 6 月22日 (再)	さくら防災有限会社	横浜市旭区二俣川1-79-26	045-392-1078

* 認定日の欄中の(再)は、優良点検事業所として再認定された年月日を示します。

令和8年度申請 受付中!

—— 安全・安心の証 —— 防火対象物の関係者や利用者に大きな安心を

1 点検済表示制度

- 消防用設備等点検済表示制度は、消防法に基づく消防用設備等の点検義務を确实、適正に実行し、防火対象物の安全性を確保することを目的として、全国の各都道府県消防設備安全協会が実施している全国統一の制度です。
- 申請に基づき、適正な点検を行う意思と能力があると認められた点検事業者を、「表示登録会員」として認定し、ホームページで事業所名等を公開します。
- 表示登録会員である点検事業者が点検した消防用設備等については、当協会が発行した点検済票（グリーンのラベル）を貼付けることができます。

2 点検済票（グリーンのラベル）

- 点検済票は、防火対象物の関係者や利用者に、大きな安心を与える制度です。

点検事業者の技術と誠意の「証」として、

表示登録会員が点検した「消防用設備が正常であること」を証明します。

点検事業者の「点検責任」を明確にします。

防火対象物の関係者の適正な点検励行に対する意識を高揚します。

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



点検済表示登録会員数

区 分	令和7年3月末会員数	令和8年3月末会員数
1号表示会員	243	242
2号表示会員	6	6
合 計	249	248

消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

点検済表示制度を公正かつ円滑に推進するため、消防機関職員、点検実施者、機器関係者等で構成する委員会。関係規程等の制定改正、表示登録会員の登録資格審査などを審議。

（令和8年7月末現在 敬称略）

職 名	氏 名	所 属	役 職
委 員 長	水 野 秀 代	相 模 原 市 消 防 局	参 事 兼 予 防 課 長
副 委 員 長	神 原 祥 司	横 浜 市 消 防 局	指 導 課 長
副 委 員 長	菅 原 憲 一	川 崎 市 消 防 局	査 察 課 長
委 員	中 村 哲	横 須 賀 市 消 防 局	予 防 課 長
委 員	小 川 英 樹	藤 沢 市 消 防 局	査 察 指 導 課 長
委 員	山 中 孝 嘉	平 塚 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 谷 明 功	鎌 倉 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	古 屋 直 樹	小 田 原 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	梶 山 浩 正	茅 ヶ 崎 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	藤 井 延 欣	逗 子 市 消 防 本 部	消 防 予 防 課 長
委 員	金 子 浩 之	厚 木 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	多 田 啓 成	大 和 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	高 橋 陽 一	泰 野 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 林 憲 素	伊 勢 原 市 消 防 本 部	参 事 兼 予 防 課 長
委 員	清 水 豊	座 間 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	桃 井 智 輝	海 老 名 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 林 将 純	綾 瀬 市 消 防 本 部	参 事 兼 予 防 課 長
委 員	田 口 隆 太	大 磯 町 消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
委 員	北 村 嘉 浩	葉 山 町 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	鈴 木 淳	湯 河 原 町 消 防 本 部	警 防 課 長
委 員	安 藤 恒 夫	箱 根 町 消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
委 員	脇 康 之	二 宮 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	松 川 清 一	愛 川 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	榊 原 亨	能 美 防 災 (株) 横 浜 支 社	C S サ ー ビ ス 課 長
委 員	平 野 康 司	モリタ宮田工業(株)営業本部機器事業部本店営業部	本 店 機 器 部 長
委 員	清 水 廣 司	(株) 清 水 商 工	取 締 役 会 長
委 員	石 田 正	神 奈 川 県 防 災 消 防 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	邑 上 一 弥	横 浜 市 防 災 機 器 販 売 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	大 井 達	相 模 原 市 防 災 設 備 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	武 者 恵 吾	川 崎 市 消 防 設 備 協 同 組 合	理 事 長
委 員	松 村 幸 弘	(一財) 神 奈 川 県 消 防 設 備 安 全 協 会	常 務 理 事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証
 防災基準点検済証 防災優良認定証
 防火・防災基準点検済証 防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検実施者：防火対象物点検資格者(登録講習機関の講習を受けて資格取得)に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて
 要否が定められています(消防法施行令第4条の2の2参照)。

点検の期間：1年に1回(報告も同じ)

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます(消防法第44条第11号、第45条第3号参照)。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告も義務化されています(平成21年6月1日施行)。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検実施者：防災管理点検資格者(登録講習機関の講習を受けて資格取得)に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1のうち、用途・階数・延べ面積に応じて要否が定められています(消防法施行令第46条、第4条の2の4参照)。

点検の期間：1年に1回(報告も同じ)

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます(消防法第44条第11号、第45条第3号参照)。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示（セイフティマーク）の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示（セイフティマーク）の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●表示の種類や価格

日本消防設備安全センターのホームページをご参照ください。

URL： <https://www.fesc.or.jp/07/index6.html>

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へFAX等にてお申込みください。

防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

⇒様式1-1、様式1-2 と必要書類

防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

⇒様式2-1、様式2-2 と必要書類

納 期：2週間程度（請求書発行と同時に発注をかけます）

支払方法及び送料：銀行振込。申込受付後、協会より請求書を送付します。

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

URL： <https://www.02-ksk.or.jp>



令和8年1月以降の主な消防設備関連通知等

発 番 号 等	日 付	発 信 者	標 題
消防予第 10 号	1 月 13 日	消防庁予防課長	個室サウナの安全確認について
消防予第 34 号	1 月 29 日	消防庁予防課長	リチウムイオン電池等から出火した火災の調査結果について
事務連絡	1 月 30 日	消防庁予防課	大阪府中央区ビル火災事故調査報告書について
消防予第53号	2 月 5 日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査について
消防予第83号	3 月 6 日	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の運用について（駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備の技術基準に係る運用、既存の泡消火設備に係る運用）
消防予第84号	3 月 6 日	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領及び試験基準の一部改正について（泡消火設備、動力消防ポンプ設備、特定駐車場用泡消火設備に係る点検要領の一部改正など）
消防予第76号	3 月 18 日	消防庁予防課長	防災性能に係る耐洗たく性能の基準の一部を改正する件について
消防予第99号	3 月 26 日	消防庁予防課長	リチウムイオン電池等から出火した火災の調査結果について
事務連絡	3 月 27 日	消防庁予防課	PFOS 等含有泡消火薬剤に関する調査への協力について
消防予第111号	3 月 27 日	消防庁予防課長	密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン等について
消防予第115号	3 月 27 日	消防庁予防課長	関係者不在施設における防火安全対策ガイドラインについて
消防予第113号	3 月 27 日	消防庁予防課長	デッキオープンとグリス除去装置との火災予防上安全な距離の運用について
消防予第 114 号	3 月 27 日	消防庁次長	大分市大規模火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について
消防予第 120 号	3 月 30 日	消防庁予防課長	工事中の防火対象物における火災予防上の留意事項について（香港高層住宅改修工事中火災の教訓等の検討内容を踏まえたもの）
消防予第 159 号	4 月 16 日	消防庁予防課長	消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力算定について（通知）
消防予第 164 号	4 月 21 日	消防庁予防課長	サウナ施設に係る衛生主管部局と連携した安全対策の徹底について
事務連絡	5 月 1 日	消防庁予防課	「木造立体迷路に関する安全基準ガイドライン」の周知について（情報提供）
消防予第208号	5 月 22 日	消防庁予防課長	火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入状況等調査の結果について
事務連絡	5 月 22 日	消防庁予防課	泡消火薬剤の取扱事業者及び所有者向けパンフレットの公表について（情報提供）
事務連絡	6 月 8 日	消防庁予防課	令和7年中に発生した製品火災に関する調査結果について（（電気用品、燃焼機器及び自動車等）の不具合）
消防予第205号	6 月 8 日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理に係る優良事例の展開について
消防予第577号	6 月 12 日	消防庁予防課長	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について
消防予第264号	6 月 17 日	消防庁予防課長	同上省令の施行に伴う留意事項について（通知）
消防予第241号	6 月 15 日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和8年6月1日時点）について
消防予第266号	6 月 22 日	消防庁予防課長	リチウムイオン電池総合対策ポータルサイトの開設について
消防予第280号	6 月 24 日	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について（「老人の日・敬老の日」に「火の用心」の贈り物）
消防予第283号	6 月 26 日	消防庁予防課長	学校における防火安全対策の徹底について
消防予第239号	6 月 26 日	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（学校教育法の改正を踏まえた消防設備士試験の受験資格に関する改正）
事務連絡	6 月 30 日	消防庁予防課	付加的機能・先進的機能を有した住宅用火災警報器等の普及促進に向けた先進的な取組事例等の情報提供について

※総務省消防庁ホームページ「令和8年 通知・通達」のページより、予防関連のものを抽出。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2026/>

協会からのお知らせ

第1種・第2種消防設備点検資格「本講習」 実施日程（8月以降実施分）

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習

（講習対象者は、主に次のような方ですが、詳しくはホームページ等をご確認ください。）

- （1）消防設備士、電気工事士、管工事施工管理技士等の有資格者
- （2）消防用設備等の工事または整備について5年以上の実務経験のある方 など）

https://www.02-ksk.or.jp/g2_2.html



回	種別	講習日程	定員	会場	申請期間
第3回	第1種	令和8年12月1日（火） ～ 3日（木）	110	神奈川県電気工事会館 中区三吉町 4-1	令和8年10月 上旬予定
	第2種	令和8年12月8日（火） ～ 10日（木）	110		
第4回	第1種	令和9年3月2日（火） ～ 4日（木）	110		令和9年1月 上旬予定
	第2種	令和9年3月9日（火） ～ 11日（木）	110		

第1種・第2種消防設備点検資格者「再講習」 実施日程（8月以降実施分）

消防設備点検資格者の免状の交付を受けている方対象

（免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の方）

回	種別	講習日程	定員	会場	申請期間
第3回	第1種	令和9年1月19日（火）	110	神奈川県電気工事会館 中区三吉町 4-1	11月中旬予定
	第2種	令和9年1月20日（水）	110		
第4回	第1種	令和9年2月25日（木）	180	かながわ労働プラザ 中区寿町 1-4	12月中旬予定
	第2種	令和9年2月26日（金）	180		

一般財団法人 **神奈川県消防設備安全協会**

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

（シルクセンター4階 408号室）

TEL（045）201-1908

FAX（045）212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp/>

E-mail：info@02-ksk.or.jp